報道資料

実はここにも 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

放送大学学生への学割証交付枚数制限の撤廃等を要請

－行政苦情救済推進会議の検討結果を踏まえたあっせん－

総務省茨城行政評価事務所に、次の行政相談が寄せられましたので、行政苦情救済推進会議（座長：成田頼明横浜国立大学名誉教授）において検討した意見を踏まえ、平成 20 年９月８日、放送大学に対し、学割証の交付枚数制限の撤廃等についてあっせんしました。

（相談要旨）

放送大学は、全科履修生及び大学院生を対象に「学校学生生徒旅客運賃割引証」（以下「学割証」という。）を交付しているが、学割証の交付枚数を学生１人当たり年間５枚と制限している。

しかし、面接授業等の正当な目的のための使用であれば、交付枚数を制限しないよう取扱いを改めて欲しい。

また、「学生生活の栞」には「学生割引普通乗車券については、卒業研究の調査・研究のために指導教員の指示により移動する場合に利用できます。（ただし、この場合は、１人年間５枚を限度とします。）」と記載されており、面接授業については学割証の交付枚数に制限がないと誤認するため、記載内容を正確なものに改めて欲しい。

(1) 学割証制度の概要

学割証制度とは、ＪＲが指定する学校（以下「指定学校」という。）の学生・生徒が乗車券購入時に学割証を提出した場合、片道の営業キロが 100 キロメートルを超える区間の普通乗車券を２割引で購入できる制度です。

ＪＲの規則において、指定学校とは、学校教育法の規定による学校及びＪＲの指定を受けた通信教育を行う学校であり、学校の学生・生徒とは、指定学校に在学して通常の教育課程の教育を受ける者とされています。通常の教育課程には、専攻生・聴講生など学校教育法に規定してない教育課程は含めないこととされているため、通信制大学における学割証の発行対象は、全科履修生に限定されています。

放送大学では、約 53,000 人（平成 20 年３月現在）の全科履修生が在籍しています。

(2)　現状

放送大学では、学生が所属する学習センター等が各都道府県に計 57 か所設置されており、学生は、これらの学習センター等で開催される年間 3,000 科目以上の面接授業を受講することができるとされています。

また、学習センター等では、学割証、学生証、在学証明書などの各種証明書の受付、発行等の事務も行っています。

今回、当局が放送大学の３学習センター及び通信制学部を設置する私立３大学における学割証の交付状況を調査した結果、以下の状況がみられました。

①　学割証の交付枚数

発行元（ＪＲ）では使用目的を限定、しかし交付枚数は制限していない

放送大学

使用目的 ⇒ 限定
交付枚数 ⇒ １人年間５枚

私立３大学

使用目的 ⇒ 限定
交付枚数 ⇒ 制限なし

②　学割証交付申請手続き

放送大学

学習センター等の窓口で受付、交付（実態）
状況により郵送申請による交付にも対応
⇒ ２学習センター

私立３大学

窓口、郵送申請により受付、交付（３大学）

③　学割証交付申請書等による交付事由の周知

放送大学

交付事由 ⇒ ６項目
申請書 ⇒ １項目（面接授業）
学生生活の栞 ⇒ ２項目（面接授業、卒業研究）

私立Ａ大学の例

申請書 ⇒ ６項目
①スクーリング
②試験・教育実習
③卒業論文面接試問・指導
④資格課程
⑤現地研究
⑥入学式、学位授与式

（あっせん等の要旨）

放送大学は

① 学割証の使用目的内の使用については、交付枚数制限を撤廃すること。

② 学生の負担軽減のため、学割証の交付申請受付を学習センター等に限定せず、郵送による申請受付も認めること。

③ 学割証交付申請書及び学生生活の栞に学割証の利用が認められる事由を明示すること。

○ **行政苦情救済推進会議**

総務省関東管区行政評価局に寄せられた行政に関する苦情等の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、国民的立場に立った苦情救済活動を効果的に推進することを目的に開催しています。

（行政苦情救済推進会議構成員）

成 田 頼 明（横浜国立大学名誉教授（座長））
朝 倉 宣 年（テレビ埼玉取締役技術局長）
大 平 恵 吾（弁護士）
鎌 田 理 次 郎（日本オンブズマン学会理事長）
関 口 一 郎（関東行政相談委員連合協議会会長）
田 部 井 淳 子（登山家）
吉 野 重 彦（埼玉県商工会議所連合会顧問）

【連絡先】関東管区行政評価局総務部
首席行政相談官室
電　　話：０４８－６００－２３１３
ＦＡＸ：０４８－６００－２３３６

参考

表１　５枚を超えて交付している例（3学習センター）

区　分	埼玉学習センター	東京文京学習センター	東京足立学習センター
交付状況	２人に各９枚交付 （平成 19 年度）	１人に６枚交付 （平成 18 年度）	１人に６枚交付 （平成 19 年度）

（注）本表は、当局の調査結果による。

表２　郵送申請に対する意見・実績（3学習センター）

区　分	埼玉学習センター	東京文京学習センター	東京足立学習センター
意　見	郵送申請を認めても支障はない。	同左	同左
郵送申請の実績	郵送申請を受けて交付 （1 件：平成 19 年度）	なし	郵送申請を受けて交付 （1 件：平成 18 年度）

（注）本表は、当局の調査結果による。

表３　調査対象４大学における学割証交付事由等（平成 20 年 3 月調査）

区　分	放送大学	Ａ大学	Ｂ大学	Ｃ大学
学割証の交付事由	①面接授業及び単位認定試験 ②ビデオの再視聴及び図書館利用 ③オリエンテーション及び学習相談 ④学校行事（卒業式等） ⑤教養学部卒業研究の調査のための指導教員の指示による旅行及び大学院修士全科生が研究指導のため指導教員の指示により移動する場合 ⑥その他大学が必要と認める場合	①各種スクーリング ②単位修得試験 ③卒業論文面接試問・指導④教育実習資格課程 ⑤現地研究 ⑥入学式、学位授与式	①スクーリング等通信教育部の所定行事 ②科目習得試験	①スクーリング ②科目試験 ③卒業論文の指導や総合面接試問 ④オリエンテーション ⑤通信教育部が主催する講演会など
交付申請書の記載事項	面接授業名、開講センター名等	①スクーリング ②試験・教育実習（事前指導を含む） ③卒業論文面接試問・指導 ④資格課程（図書館司書、社会教育主事、司書教諭） ⑤現地研究 ⑥入学式、学位授与式	①スクーリング ②科目修得試験 ③卒業論文面接指導 ④総合面接試問 ⑤入学式、卒業式、学位記授与式 ⑥その他	①スクーリング ②科目試験 ③卒業論文面接 ④オリエンテーション ⑤地方学習相談会 ⑥通信主催講演会
交付申請方法	窓口	窓口、郵送	窓口、郵送	窓口、郵送

（注）１　本表は、当局の調査結果による。
　　２　Ａ大学、Ｂ大学及びＣ大学は調査対象とした私立大学